

かがわ総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第23号

かがわ総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

かがわ総合リハビリテーションセンター条例（昭和60年香川県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設として、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行うこと。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>別表（第5条、第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>障害者支援施設</u></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	施設	単位	金額	<u>障害者支援施設</u>	障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額		略			<p>(業務)</p> <p>第2条 リハビリテーションセンターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設として、身体障害者を入所させて、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生に必要な訓練を行うこと。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>別表（第5条、第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>身体障害者更生施設</u></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	施設	単位	金額	<u>身体障害者更生施設</u>	障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額		略		
施設	単位	金額																	
<u>障害者支援施設</u>	障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額																		
略																			
施設	単位	金額																	
<u>身体障害者更生施設</u>	障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額																		
略																			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(香川県使用料、手数料条例の一部改正)
- 2 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>第1表 使用料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	略	略	略	略	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>第1表 使用料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	略	略	略	略
種別	区分	単位	金額														
略	略	略	略														
種別	区分	単位	金額														
略	略	略	略														

1	略
2	公の施設の使用料
(1)～(23)	略
(24)	かがわ総合リハビリテーションセンター
	障害者支援施設
	略
(25)～(39)	略

第2表 略

1	略
2	公の施設の使用料
(1)～(23)	略
(24)	かがわ総合リハビリテーションセンター
	身体障害者更生施設
	障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
	略
(25)～(39)	略

第2表 略